

小兒の睡眠

是は獨逸の某雑誌に見えたりとて婦人衛生雑誌に譯載せられ
たるを轉載せしものなり

(一) 小兒の睡眠時間

假りに老練で経験に富んだ醫士に向つて『小供が眠られないがためには非共催眠剤を處方らねばならない場合が多いものか何うか』とさいたとすれば、醫士は定めて『そんな場合に遭遇したことは一回も無い』と答へることでせう。實に睡眠は小兒に向て貴重なる財産で、これを盜まれることの少ないのは幸福至極のこと、云はねばなりません。呱々たる勇ましい初聲を上げて一家のうちへ賑はいと希望と幸福とを齎らした天の使の様な嬰兒は、熱睡して、遠ざかの世の潔さ夢を見てゐるもので、寒いとか食じいとか云ふ不快なる感じさへ無ければ、目を醒ましてなきたることも無いものであ

ります。この不快なる感じを早速取り除かれて仕舞へば又も元の眠りに歸つて、平和で汚れの無い心の様をその儘に顔面に浮かべて、見るからに罪の無い天國の人の様になるのであります。

生れてから大凡そ三ヶ月の間は睡眠がその生命である程で、間がな隙がな眠つて計り居るもので、覺醒る隙は極めて少いものであります。次の三ヶ月即ち四ヶ月乃至六ヶ月の小供になると、脳や神經がだん／＼發達して、外界の物ごとに多少の隙が稍々長くなる様になります。七八ヶ月から満一年の頃になれば精神作用は益々發達して、或目的に向て心をはたらかせ、或ちへに従つて活潑にして手足を動かす様になり、理解力もだん／＼發達して周圍の事柄に對し、面白味と、好奇心と慾望とを以て之を見聞し、覺醒の時間は漸く長くなつて、睡眠の時間は追ひ／＼減する様になります。それでも尚ほ一日二十四時間の大部分は大方睡眠のた

めに消費するゝ者であります。

二歳の末から四歳の始めにかけては少くとも夜は十二時間、晝は一時間乃至二時間の睡眠を要するもので、夜間十二時間乃至十三時間の睡眠を妨げなしに出来る四歳以上の小兒には、さして晝寝をさせる必要も無く、之を強ふるのも亦た困難であります。

一般に小兒の睡眠時間に就ては年齢によりて多少の相異はあります。四五歳以上の小兒には九時間から十一時間位は是非安眠させねばならぬもので、破瓜期になつてから始めて之を短縮すべきであります。

(二) 小兒の睡眠障碍

小兒の安眠を妨げ若くは安眠から覺醒せしむる原因にはいろいろあります。

痛み性の創傷の病氣が身體の何處かにあるか、咳嗽を込み上げて呼吸作用が困難であるか、下痢や腹痛があつて堪へられぬか、皮膚に痒瘡性のある

病氣があつて煩はしいか、鼻がつまつて息の出し入れが苦しいか、熱があつて譁語を云ふか、都てこれらの場合には寢付きも悪く、寝入つてからも亦醒め易いものであります。

脳神經の病氣で睡眠不安の状態の來ることも決して少くはなく、彼の強直性痙攣症と云ふ筋肉の引きつれる病氣でも夜間全く睡眠の妨げられ、夜驚症或は夜啼症と云ふ小兒特有の病氣では勿論睡眠が出来ないで、乳母や母が却つて夜一と夜泣き明かすことがあります。夢遊症と云ふ病氣も折々之を見るもので、今迄スヤーと寝て居つた小兒は急に臍氣の姿で寝床から跳ね起き、用事でもあるかの様に室内を徘徊し、時には庭園などを散歩して後再び眠りに就き、翌朝になれば全く昨日のことを知らぬものであります。癲癇殊に夜癲の小兒には屢々睡眠が妨げられて危険の状態に立ち到ることがあります。

人文の進歩に連れて追々増えて行くものは神經質

の 小兒で、不眠もその徵候の一ツとして現はれて來るものであります。小兒の神經質になるのは一來生來と性質にもよりますが、又父母家庭の教育が誤まつて居るのも興つて力あるものであります。由來小供を教育すると云ふのは何人にも易からぬ仕事で、老練家でも尙ほ且つ難しとする所があり、況して愛に溺れ易く、情に激し易く、時とましては興じ戯れて前後を忘れ、時としては烈火の如く怒りて嚴罰度を過ぐ様では決して適當なる教育を施すことは出来ません。この様な家庭は多くは整然たる秩序と云ふをが無いもので、從て小兒の起臥飲食にも一定の規律がなく、夜の更くる迄徒らに起きてゐる事が多いであります。

這へば立てば歩めとは世の人の親心で、古今東西親子の情にはさして變りの無いものであります。さりとて年齒もゆかぬ幼な兒に向つて無暗にいろいろのことを教へ込むのは良い様で決してよろしくはありません。まだ充分に發達しない身

體へ重荷を負はせると同様に、小兒の薄弱な神經系統は之がために疲勞して、身體の健康に重要な夜間の休息すらも出来ないやうになります。小兒として大人と娛樂を一緒にさせるのも大なる誤りで、小兒には小兒らしい遊びを小兒等と共にさせねばなりません。大人の中へ立ち交つて遊ぶ子は何處となくマセてゐて、身體の成熟はまだ々々不完全であるのに神經のみ獨り過敏になるものであります。

睡眠不足の害は小兒も大人も同じことで、體力はだん／＼に衰弱し、精神も益々沈鬱して、物を記憶へ事を習ふと云ふ元氣もなくなり、いろいろの病氣に對する抵抗力も消失して、果ては無能病魔のひととなり下るものであります。

(三) 不眠の療法

『大將を倒すには先づ馬を射つたが良い』とは昔からのお諺で、病氣を癒そうとするにも先づ原因を退治したが捷徑であります。病根さへ發掘して仕

舞へば『寝付さが悪ひ』とか『睡眠が足らぬ』とか云ふ枝葉は、自然に枯れ果つるものであります。サラバ病根を發掘するには何うしたらよいか、これには總ての場合に於て左程までに重大のものと見做されない些細な事柄までも、細大漏らさず詮議をして何處に病根の潜んで居るかを探知せねばなりません。即ち一般の生活の有様、平素の習慣、生來の氣質、身體の榮養、教育の方法等に亘りて廣く詳細に注意すべきは勿論、學校の成績、家庭から耳と云はず眼と云はず身體の内外、体温の昇降等まで委しく診察て貰はねばなりません。かくて不眠の原因が全く肉體の上にあれば多くは醫士の治療によつて治まるもので、例へば夢にばかり襲はれて、終夜安眠の出來なかつた小兒が、鼻咽喉の部分にある淋巴線の肥大したのを療治して貰つたがため、急に安眠の恢復した例は決して少くはありません。

一般の生活方法を改め、秩序的生活をさせる様にするのは何れの家庭にも必要で、寝る時刻と起きる時刻とを精確に定めて、苟且にも之を破らない様にすれば、定刻になれば自づと睡氣を催ほす様になるものであります。食事の時間と飲食の分量も大凡そは定めて置くのが良く、只時と場合とに由り多少斟酌すべきであります。更深けてから夜食をして胃を充満させるのは睡眠不安の一因であります。飲食物も詮議して香の高いものや、お酒の入つたものや、濃い茶及び珈琲等は之を避くるのが宜い。

學校及び家庭に於て無暗に注入教育を施し、頑固な子にこれも教へ、何れも習はせ、徒らに『小兒學者』を造らうとするのは大なる缺點で、これが爲めに怜憐くはなるが偉大くはなれない、敏捷にはなるが度量わる人とはなれぬ、早熟はするが晩成を期することは覺束ない、廣く物事には通づるが深く原理に達することは出来ぬ、『十歳で神童

十五歳で才子、二十歳過ぎでは尋常の人」と云ふのは此種の教育を受けたものに多い。よしや小兒の時は鈍才でも將來益々發展することが出来る様にするには、學校及び家庭はその責に任じて、過度の學課を命ぜぬ様に心掛けねばなりません。種々の方法を竭くしても治はらない様な頑固な不眠症の時には、周圍を静かにして小兒の神經を刺戟せぬ様にし、燈火を滅して暗黒にし、信用のある母か祖母がその傍に来て、時々手を擦で身體を摩つて、小兒の神經を安靜にさせ、或は單調で意味の淺い昔話しや、小兒の神經に觸らぬ様なふ伽噺しを、極く輕妙に低い聲で談してきかせ、又は昔から傳つてゐる睡歌などを低唱して、次然くに眼に誘ふときは遂に之に釣り込まれて寝入る様になるものであります。蓋し小兒の大腦は既に疲勞して居るから、眠らせるに都合の良い機會さへあれば速に他愛も爲くなるのは必定であります。昔から傳はつてゐる搖籃は寧ろ有害であつて、今

日では餘り用ふるのは無いが、尙ほ小兒を懷抱して之を左右に搖り動かして眠らせる法は、國民一般の用ふる所であります。これは確かに有害で、これがために小兒は輕度の眩暈を來し、度々くり返さるれば遂に脳や神經を害するに至るものであります。

子兒を寝かし付けるために或は寝入つてから後も母や乳母やその他の人が一緒に寝ると云ふのは良いことで、精神上の害は云ふ迄も無く、衛生上に於ても小兒と大人と兩方に不利益であります初生兒の之がために壓迫されて窒息して死する場合は決して少くないもので、日々の新聞紙上にも往々散見する所であります。母や乳母の乳房のためには窒息して死する子兒は、我國では何の位の數に達するものか知りませぬが、十八世紀に有名なるスエーデンの小兒科醫ローゼンスタイン氏の云ふ所によると、同國で斯様にして死する乳兒は一年間實に七百人に及ぶとのことであります。

若しも小兒の之がためには却て不安の念を起して寂しいと云ふ感覺にうたれ、或は怪物や幽靈の來りはせずやと氣遣ふ様な場合には、燈火を點けて寝かすのも大に有効で、小兒は之がために周囲の人と連絡があると云ふ考へから安心して眠り付くことあります。

神經が過敏で眠らない子兒に適度の温浴をさせるとか、身體に湿布綿帶を置くか、ぬれた手拭で身體を擦摩るなども、催眠の効を奏するものであります。盛んに運動を獎勵して日中新鮮なる空氣中で身體を疲からせる時は、夜に至れば全くグツタリして、一夜を一睡に過ぎるものであります。

寝室を暗くし、周圍を静かにすると云ふのは、充分なる安眠をするに必要な條件ではありますか、

●羽織の裏は如何にして積らば便利なるか

羽織の裏を積るには、袖丈を八倍したるものと、身丈を十倍したものとを加へ、更に縫しろ襟肩など、二尺五寸を加へ、其總尺より表用布を減きたる殘を、裏用布の寸尺とす。

例へば袖丈一尺四寸五歩なれば、之を八倍して一丈一尺六寸となる。身丈二尺六寸なれば、之を十倍して二丈六尺となる。此の二口に更に二尺五寸を加へ三丈九尺一寸となる。是れより表用布二丈八尺を減けば、一丈一尺一寸となる、之を裏用布の寸尺とす。

●袴の紐下寸法は如何にして定むべきか

男の袴は着物の着丈に〇、六を乗じたる數を袴紐下の寸法とす。

例へば着丈四尺とすれば、四六、二尺四寸を紐下の寸法とす。

女の袴は着丈に〇、七を乗じたる數を紐下の寸法とす。例へば着丈三尺とすれば、三七、二尺一寸を紐下の寸法とす。